

○厚生労働省告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後						改正前							
種目	名称	基本構造	付属品	価格	耐用	備考	種目	名称	基本構造	付属品	価格	耐用	備考
						1	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。						
						2・3	2・3 (略)						
						4	4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。						
						一～十	一～十 (略)						
						十一	十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理						
						5	5 (略)						
						別表	別表						
						1	1 購入基準						
						(1)～(4)	(1)～(4) (略)						
						(5)	(5) その他						
						1	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。						
						2・3	2・3 (略)						
						4	4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。						
						一～十	一～十 (略)						
						(新設)	(新設)						
						5	5 (略)						
						別表	別表						
						1	1 購入基準						
						(1)～(4)	(1)～(4) (略)						
						(5)	(5) その他						

視覚障害者安全つえ	(略)	(略)	(略)	(略)	円	年数	(略)	(略)
眼鏡	(略)	(略)	前掛式		21,500	(略)	(略)	(略)
			遮光用	主材料は上と同じ。	掛けめがね式			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 修理基準

(1)~(4) (略)

(5) その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
視覚障害者安全つえ	(略)	(略)	(略)	(略)
眼鏡	(略)	遮光矯正用レンズ交換	11,100	(略)

盲人安全つえ	(略)	(略)	(略)	(略)	円	年数	(略)	(略)
眼鏡	(略)	(略)	前掛式		21,500	(略)	(略)	(略)
			遮光用	主材料は上と同じ。	(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 修理基準

(1)~(4) (略)

(5) その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
盲人安全つえ	(略)	(略)	(略)	(略)
眼鏡	(略)	遮光矯正用レンズ交換	11,100	(略)

		遮光用レンズ交換	11,100				
補聴器		(略)	(略)	(略)		(新設)	(新設)
人工内耳		人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000			(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

補聴器						(新設)	(新設)
(新設)						(略)	(略)
(略)						(略)	(略)